

農畜産業振興事業団指定助成対象事業

オーエスキー病の清浄化のために

～オーエスキー病清浄化推進総合対策事業～



社団法人 全国家畜産物衛生指導協会

はじめに

オーエスキー病清浄化のための緊急対策事業が実施されて5年が経過し、オーエスキー病の流行は、抑え込まれています。しかし、病原ウイルスの存在を示す野外ウイルス抗体陽性率は、地域的には、まだ高い値を示し、油断できない状況が続いています。

(社)全国家畜産物衛生指導協会では、農畜産業振興事業団の助成をうけて、都道府県の(社)家畜産物衛生指導協会とともに、平成8年度からオーエスキー病の清浄化を目指す「オーエスキー病清浄化推進総合対策事業」に取り組んでいます。

この冊子は、この事業の一環として、オーエスキー病とその防疫方法を分かりやすく説明するために作成したものです。この冊子が養豚生産者をはじめ、関係者の皆様のオーエスキー病防疫の一助となり、清浄化が推進されることを願っています。

社団法人 全国家畜産物衛生指導協会





目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 1 オーエスキー病はどんな病気ですか？ | 1 |
| 2 我が国の発生状況はどうなっていますか？ | 3 |
| 3 発生のない地域ではどんな注意が必要ですか？ | 5 |
| 4 発生のない地域に初めてでたときはどうしたらよいですか？ | 7 |
| 5 全頭とう汰が難しいときはどうしたらよいですか？ | 9 |
| 6 ワクチンはなぜ自由に使えないのですか？ | 11 |
| 7 ワクチンを使って清浄化するにはどうしたらよいですか？ | 15 |



オーエスキー病はどんな病気ですか？

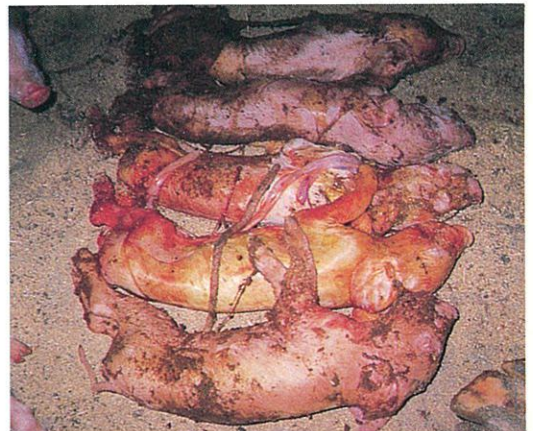
1

病原体

～ヘルペスウイルス
スの一種のオーエスキー病ウイルスです。



神経症状(遊泳運動)を示す哺乳豚



死流産(妊娠豚が感染するとしばしば見られる)

感染

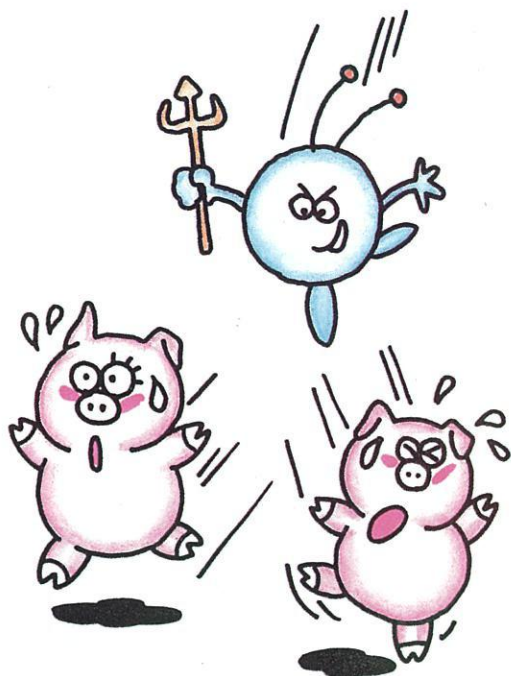
経路～ウイルスに感染した豚、

ウイルスに汚染された衣服、車などによりウイルスが農場に侵入します。感染豚から排出されるウイルスや汚染車両等のウイルスが農場の豚の口や鼻から入り感染します。

症状

～抵抗力の弱いものにウイ

ルスが増殖するため、妊娠豚では胎児で増殖し死産、流産をおこします。哺乳豚では感染するとおう吐、下痢、けいれんなどの神経症状を示し、死亡するものが多く見られます。子豚では呼吸器症状などを起こし肥育効率を低下させますが、大きくなるにつれ殆ど症状をださなくなります。しかし、ウイルスは保有し続け、感染源になります。



予防

法・治療法～一般のウイル

ス病と同じで治療薬はありません。予防法としては、ワクチンがあります。



我が国の発生状況はどうなっていますか？

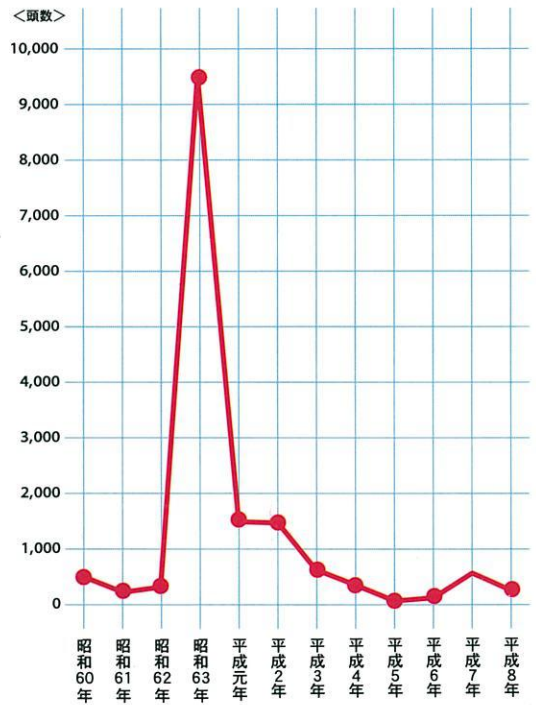
2

発生

頭数～発生(発症)届出頭数

数は少なく、発生地域は東北、関東、九州に限定されています。

●オーエスキー病発生頭数の推移

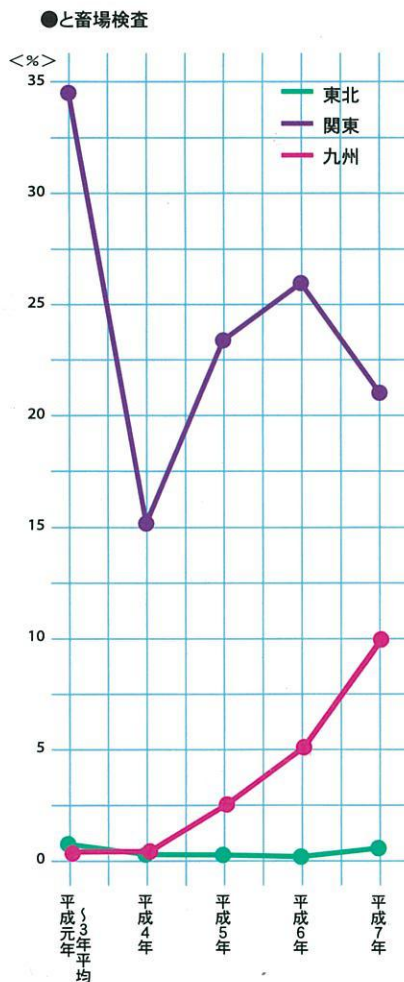
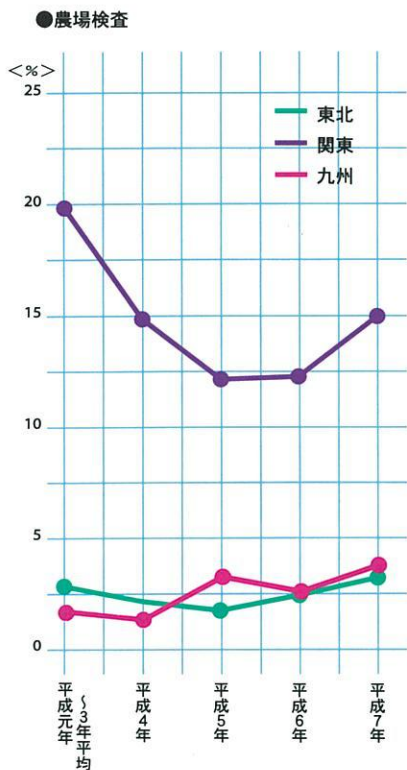


野外

ウイルス抗体陽性率～しかし、成豚ではオーエスキー

病に感染しても症状を出さない豚が多いため、ウイルスに感染すると血液中にできる感染抗体が有るか無いかで病豚がいるかどうかを見ると、農場検査、と畜場検査ともに抗体をもっている豚は相当います。地域的には、ここ数年、東北、関東、九州に限定されています。

●オーエスキー病野外ウイルス抗体陽性率の推移





発生のない地域ではどんな注意が必要ですか？

3

衛生 管理の徹底～農場にウイルス

を入れないため、また、万一、感染があっても感染の拡大、発症を防ぐため、豚舎への出入り規制、入り口の消毒施設設置、豚舎内外の清掃・消毒、衣服・管理器材の消毒、豚の衛生管理を適切に行います。

飼養豚 の定期的な野外

ウイルス抗体検査～オーエスキー病は症状を示さないことが多いので、侵入の有無を調べるため、年に2回は野外ウイルス抗体検査を行うことが大切です。

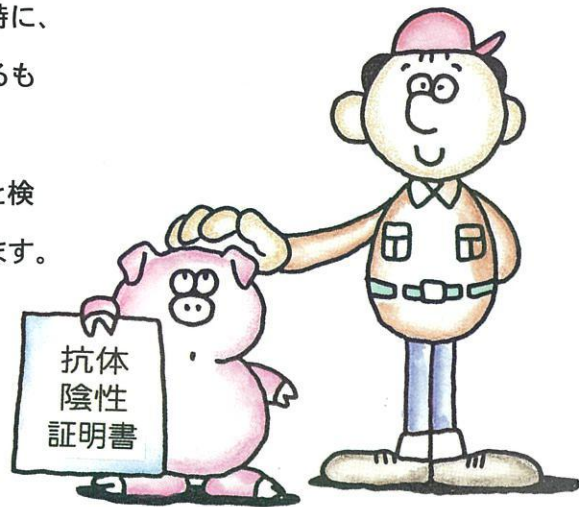
抗体陰性

証明書の

ある豚の導入（出荷予定種豚の抗体検査）

～豚の導入は清浄地域から行います。特に、繁殖豚や精液は抗体陰性証明書のあるものを購入します。

種豚場の出荷予定種豚の抗体検査と検査証明書の発行には、助成措置があります。



隔離

観察及び野外ウイルス抗

体検査～導入豚や人工授精を実施した豚は、他の豚とすぐには一緒にせず、3週間以上隔離して観察します。そして感染すると抗体が陽性になるのに2週間程度かかるので、隔離2週間後に野外ウイルス抗体検査を行い、感染していないことを確認します。

導入種豚では、共同利用の隔離施設の借上げ費、隔離中の飼養管理費と抗体検査費について助成措置があります。





発生のない地域に初めてでたときはどうしたらよいですか？

4

野外 ウイルス抗体陽性豚・発症

豚、同居豚のとう汰～発生のない地域の農場に初めて野外ウイルス陽性豚や発症豚が出たときは、できるだけ早くこれらの豚をとう汰します。また、ウイルスは拡がり易いので、他の豚もできるだけ早く全頭をとう汰します。

とう汰した豚に対しては、助成措置があります。

豚舎 の空舎期間の設定と清掃・

消毒～とう汰後1ヵ月程度豚舎を空けておき、この間に清掃、消毒を繰り返し、ウイルスを一掃します。

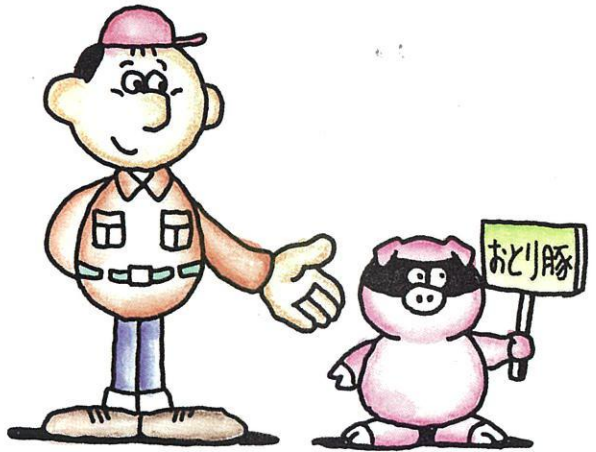
空舎期間を設けて清浄化する生産者には助成措置があります。



おとり豚

の導入、野外

ウイルス抗体検査～次にウイルスが一掃されたかどうか調べるため抗体陰性豚(おとり豚)を導入し、抗体が上昇しないことを確認してから導入を再開します。

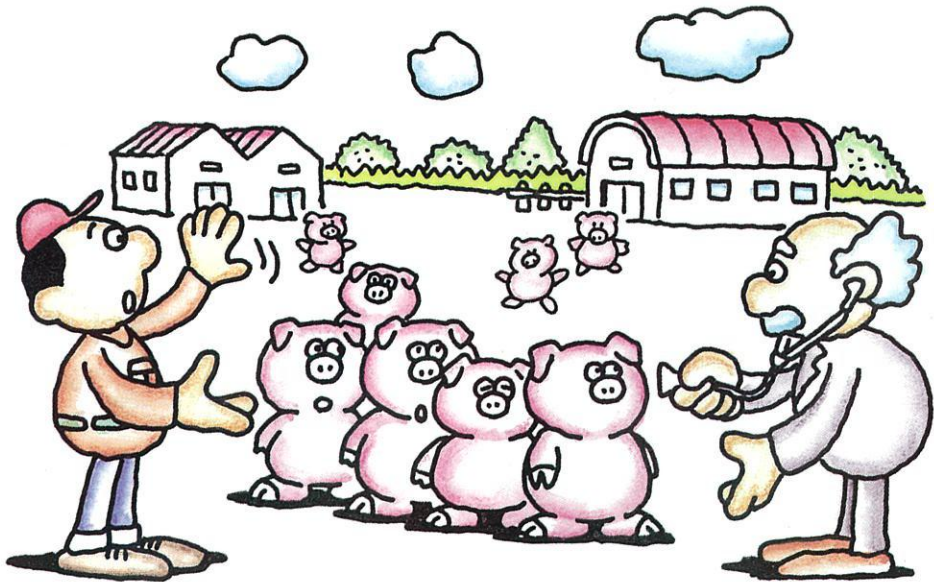


周辺

農場の野外ウイルス抗体検査

～周辺の農場の豚についても野外ウイルス抗体検査を行います。

これらの抗体検査費には助成措置があります。





全頭とう汰が難しいときはどうしたらよいですか？

5

衛生 管理の徹底～飼養豚全頭

のとう汰がすぐ出来ないときは、衛生管理を徹底させながら次の措置を行います。

豚 の導入停止と全頭の野外ウイル

ス抗体検査～ただちに豚の導入を停止し、飼養豚全頭について野外ウイルス抗体検査を行います。



抗体

陽性豚のとう汰～野外ウイ

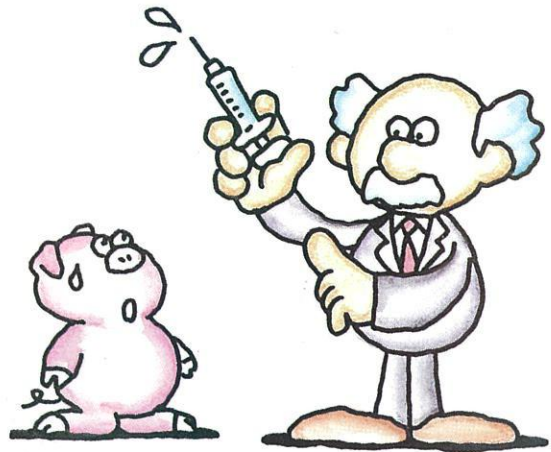
ルス抗体陽性豚は、ウイルスを持っており、感染源となるおそれがあるのでとう汰します。更に、2週間後に再び抗体検査を行い、全頭が陰性であった場合は清浄化されたものとし、導入を再開します。

とう汰した豚には、助成措置があります。

ワクチン

を使用する場

合～どうしても以上のような措置がとれない場合は、ワクチンを使用しながら清浄化を図ります。ワクチンは防疫協議会の方針に従って使ってください。





ワクチンはなぜ自由に使えないのですか？

ワクチンの特徴～本病

のワクチンは、現在、4種類ありますが、オーエスキー病の症状を出さず、ウイルスの排出を抑える効果は、どれも同じようにあります。しかし、ウイルスが体内に侵入することを防ぐ効果はどれも十分ではありません。

もうひとつの特徴として野外ウイルスの抗体とワクチンの抗体が検査で区別でき、野外ウイルスの感染豚だけを摘発できる特徴があります。ただし、4種類のワクチンごとに検査法が異なります。

6-1

このため、発生のない地域では、ワクチンを使うと経費がかかるだけでなく、かえって本病のまん延を助けるおそれがあり、抗体検査も繁雑になります。

また、発生地域で使う場合も、抗体検査を正確かつ効率的に行うには、ワクチンの種類を一定の地域(県)で統一する必要があります。

このようなことから、地域の発生状況、防疫対策にあわせて使うことがワクチン使用の条件になっています。

特徴 1

ウイルスの排出は抑える

ウイルスの感染は阻止できない

発症は防止

他の豚へのまん延は防げる

VS

豚コロナのようなワクチン

ウイルスの感染を阻止

完璧

発症しない

特徴 2

抗体を識別する検査で区別できる

接種豚

感染豚

抗体 Y

抗体 Y

野外ウイルスの感染豚だけどう汰できる

ワクチンをやめることができる

VS

抗体の検査で区別が難しい

接種豚

感染豚

抗体 Y

抗体 Y

ワクチンを続けて使うことが必要

どれをどう汰すれば清浄化できるか判断が難しい

その他のワクチン



ワクチンはなぜ自由に使えないのですか？

6₋₂

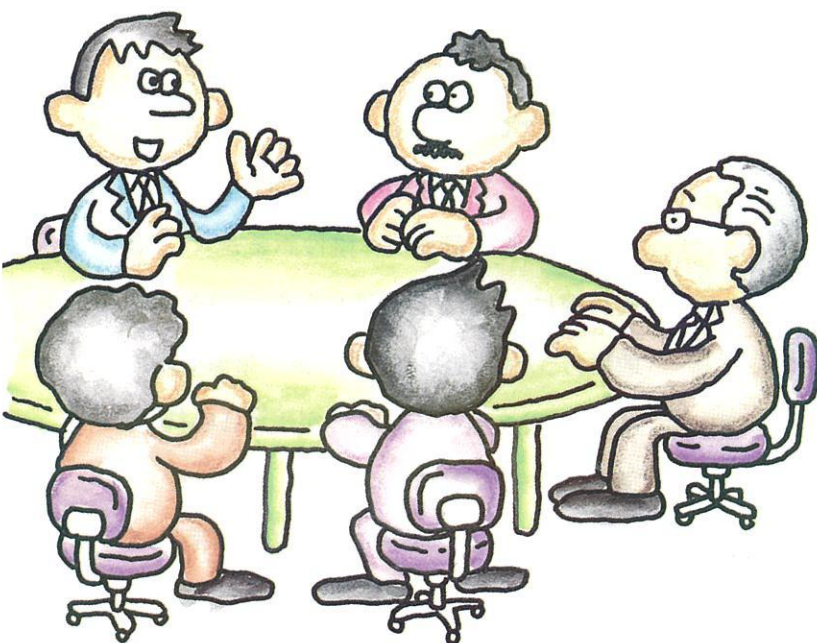
オーエスキー^病の

地域区分～我が国のオーエスキー病の防疫は、当初、ワクチンを使わず発症豚や感染豚をとらう汰することにより進められていました。しかし、発生が増加したこと、不十分なワクチンでも一定の条件で使用すれば清浄化に利用できることが確認されたことから、市町村ごとに、発生のない地域〔清浄地域〕、1年以内に発生があった地域〔準清浄地域〕、発生が1年以上続いている地域〔清浄化推進地域〕に分けて防疫を進めることにしました。



ワクチンの使い方～

伝染病の防疫のポイントは、地域ぐるみの取り組みを行うことです。そこで、養豚業者、防疫機関の話し合いや連絡の場所となり、地域の防疫の中心となる防疫協議会（県及び地域～事務局は家畜畜産物衛生指導協会）が設置されており、ワクチンの使い方、防疫協議会で決められた方式で行われます。





ワクチンを使って清浄化するにはどうしたらよいですか？

7-1

衛生管理^{の徹底～オー}

エスキー病のワクチンは、感染防止効果が十分ではないため、農場へのウイルスの侵入を防ぎ、発症を防止するための衛生管理の徹底が非常に重要です。

ワクチン^{接種による野外}

ウイルス増殖防止と野外ウイルス抗体検査によるチェック～ワクチンを使用して清浄化を図るには、ワクチンにより地域内のウイルスの動きを抑え込みながら、飼養豚全頭を順次野外ウイルスに感染していない豚に置き換えていくのです。

そのためには、農場の全頭の豚にワクチンを接種し、導入豚も抗体陰性豚を導入し、導入の際にワクチンを接種します。これを徹底的に行った後、野外ウイルス抗体検査を定期的に行い、全頭の抗体陰性が確認できれば、清浄化は完了です。

ワクチン接種には、助成措置があります。

ワクチン

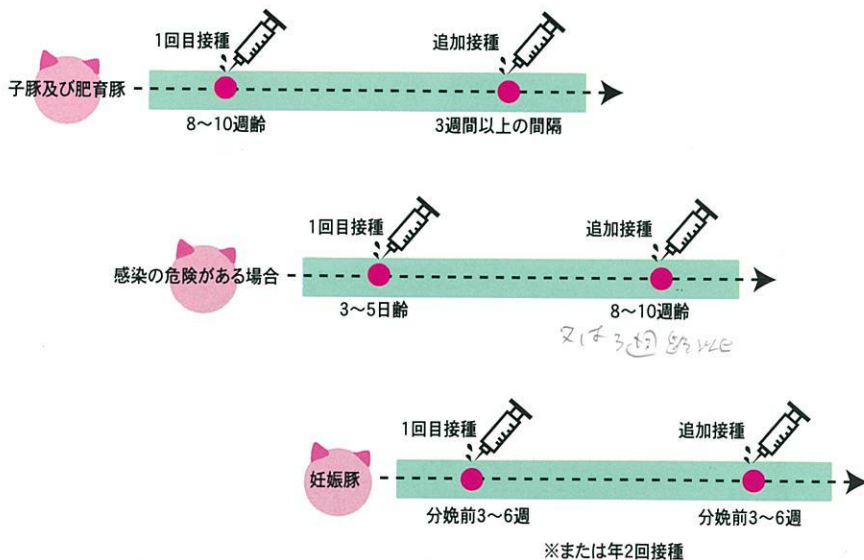
接種方法～清浄

化のためのワクチン接種のポイントは、新しい感染を極力抑えつつ地域のウイルス量を少なくし、無くしていくことです。野外ウイルスがあるときにワクチン未接種豚がいると、この豚が感染源となり、いつまでもワクチンをやめられません。ワクチン接種地域の接種対象農場の飼養豚の全頭にワクチン接種を徹底しなければならないのはこの理由からです。



ワクチンプログラム

<スパキシン・オムニマーク及びノビボルバック共通共通>



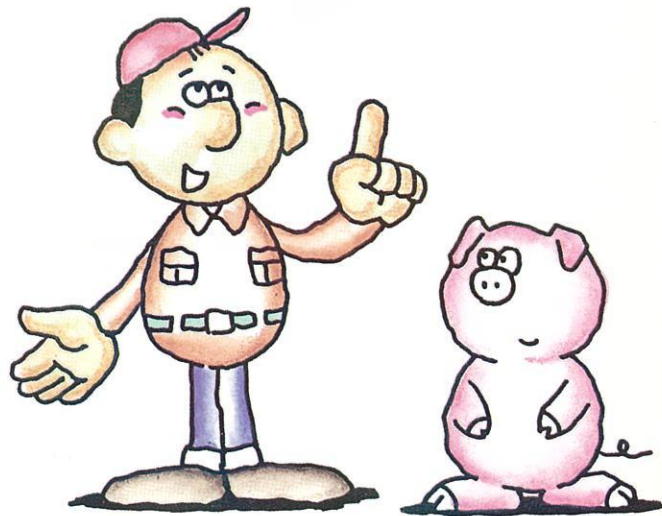
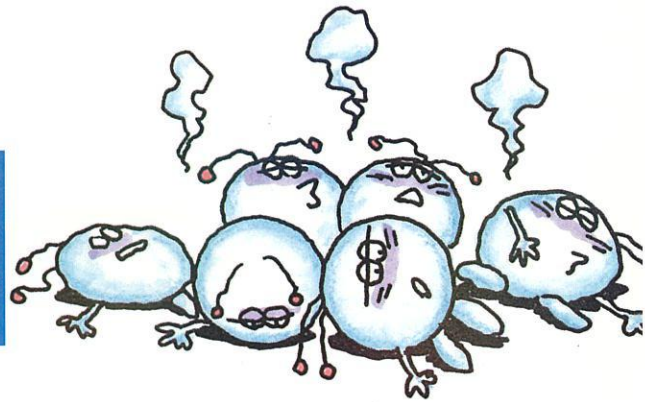


ワクチンを使って清浄化するにはどうしたらよいですか？

ワクチンを使わない防疫

法へ～地域全頭の豚が野外ウイルス抗体陰性になれば、ワクチンを使わない低コストの清浄地域の防疫法をとることが出来ます。全農場が清浄化されるまで地域ぐるみで取り組みましょう。

7-2



…おわりに…

オーエスキー病^{の清浄化}

を目指して～平成7年12月、国は平成17年度までの農産物の需要と生産の長期見通しを公表しました。豚肉については、現状維持を基本とする国内生産量145万トンとしています。

このためには、国際化に対応した可能な限りの生産コストの低減、安全性の確保、品質の向上、環境保全等による養豚経営の安定を図る必要があります。

豚の飼養衛生管理を十分に行うことは、養豚経営安定のための基本です。特に、損耗率が高く、伝播しやすいオーエスキー病については、地域々々で、養豚生産者全戸が飼養豚全てに対して、足並み揃えた努力を続けていくことが大変重要です。ぜひ、生産者の皆さんの力で、オーエスキー病を撲滅し、あるいは清浄化を維持していくよう望みます。



オーエスキー病の清浄化のために

■委員

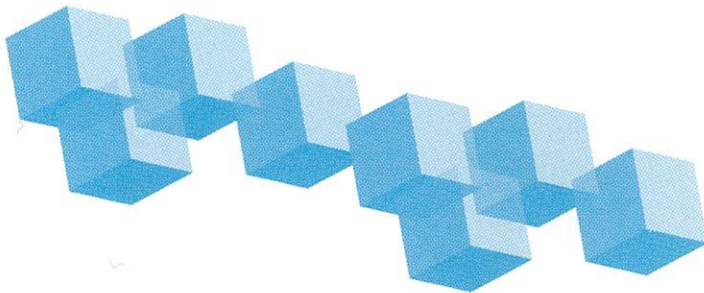
| | |
|--------|------------------------|
| 青山 静応 | 社団法人全国養豚協会常務理事 |
| 朝日 光久 | 社団法人日本獣医師会総務部長 |
| 加藤 勉 | 社団法人茨城県家畜畜産物衛生指導協会専務理事 |
| 沢田 實 | 社団法人動物用生物学的製剤協会常務理事 |
| 清水 実嗣 | 農林水産省家畜衛生試験場企画連絡室企画科長 |
| 富永 真人 | 社団法人全国動物薬品器材協会専務理事 |
| 比留間 一男 | 開業獣医師 |
| 広瀬 修 | 千葉県家畜衛生研究所ウイルス研究室長 |
| 溝口 徹 | 静岡県家畜衛生研究所所長 |
| 山越 弘一 | 養豚経営者(全国養豚経営者会議会長) |

■発行

社団法人全国家畜畜産物衛生指導協会

東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル内

TEL. 03-5570-3561 FAX. 03-5570-3564



都道府県家畜畜産物衛生指導協会連絡先

| 都道府県名 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|-------|--------------------------------------|---------------------|
| 北海道 | 〒063 札幌市西区二十四軒4条5丁目9-3 獣医師会館内 | 011-642-4990 |
| | 〒030 青森市松原2丁目8-2 獣医師会館内 | 0177-22-4331 |
| | 〒020 盛岡市菜園1丁目3-6 農林会館内 | 0196-51-7937 |
| | 〒983 仙台市宮城野区安養寺3-11-22 県仙台家畜保健衛生所内 | 022-299-3750 |
| | 〒010 秋田市中通6丁目7-9 畜産会館内 | 0188-35-9451 |
| | 〒990 山形市七日町3丁目1-16 農協会館内 | 0236-34-8167 |
| 福島 | 〒960 福島市五月町10番17号 酪農会館内 | 0245-23-5143 |
| | 〒310 水戸市梅香1丁目2-54 畜産会館内 | 029-225-6697 |
| 茨城県 | 〒321 宇都宮市平出工業団地6番7 県畜産会館内 | 028-664-3633 |
| | 〒371 前橋市紅雲町1丁目7-12 住宅供給公社ビル | 0272-21-2813 |
| | 〒330 大宮市北袋町1丁目340 県農業共済会館内 | 048-649-1041 |
| | 〒260 千葉市中央区千葉港4番3号 畜産会館内 | 043-241-1738 |
| | 〒192 八王子市子安町1-30-4 多摩酪農会館内 | 0426-44-7823 |
| | 〒243 厚木市寿町3丁目4-5 米山ビル内 | 0462-23-2711 |
| 神奈川県 | 〒400 甲府市丸の内2丁目25-3 県庁春日別館内 | 0552-28-8817 |
| | 〒950 新潟市紫竹山2丁目5-32 畜産会館内 | 025-241-3326 |
| 新潟県 | 〒380 長野市大字中御所字岡田30 県獣医畜産会館内 | 026-223-8530 |
| | 〒930 富山市手屋232番4 県獣医畜産会館内 | 0764-51-2628 |
| | 〒920 金沢市才田町戊324-2 県南部家保内 | 0762-57-3377 |
| | 〒910 福井市大手2丁目9-10 電気ビル内 | 0766-21-1111(内)5267 |
| 静岡県 | 〒420 静岡市追手町9番6号 県庁西館内 | 054-253-3218 |
| | 〒460 名古屋市中区丸の内3丁目4-10 大津橋ビル | 052-961-3445 |
| | 〒500 岐阜市下奈良2丁目2-1 県福祉農業会館内 | 058-273-9200 |
| | 〒514 津市桜橋1丁目649 県農業共済会館内 | 0592-26-3215 |
| 滋賀県 | 〒520 大津市松本1丁目2-20 農業教育情報センター内 | 0775-26-1966 |
| | 〒600 京都市下京区西七条掛越町65 府獣医畜産会館内 | 075-316-4683 |
| | 〒540 大阪市中央区馬場町3番35 農林会館内 | 06-941-0821(内)667 |
| | 〒650 神戸市中央区中山手通7丁目28-33 県立産業会館内 | 078-361-8088 |
| | 〒630 奈良市登大路町 県庁畜産課内 | 0742-22-1101(内)3885 |
| 鳥取県 | 〒680 鳥取市東町1丁目220 県庁畜産課内 | 0857-26-7643 |
| | 〒690 松江市殿町19番地1 島根JAビル内 | 0852-24-8219 |
| | 〒700 岡山市桑田町1番30号 県農業共済会館内 | 086-232-8442 |
| | 〒734 広島市南区丹那町4-2 県獣医畜産会館内 | 082-254-9060 |
| | 〒754 吉敷郡小郡町大字下郷東蔵敷1080-3 県獣医畜産会館内 | 0839-72-7147 |
| | 〒770 徳島市かちどき橋1丁目41 県林業センター内 | 0886-53-2450 |
| | 〒769-01 綾歌郡国分寺町福家字下福家甲3871-3 獣医畜産会館内 | 0878-74-1877 |
| 愛媛県 | 〒790 松山市三番町4丁目10-1 県三番町ビル内 | 089-932-6332 |
| | 〒780 高知市本町4丁目1-35 森連会館内 | 0888-24-9121 |
| 福岡県 | 〒812 福岡市博多区千代1丁目2-5 県千代飯庁舎南棟2F | 092-641-8714 |
| | 〒840 佐賀市城内1丁目1-59 県庁畜産課内 | 0952-25-7122 |
| | 〒850 長崎市江戸町2-1 県庁第3別館 | 0958-26-6256 |
| | 〒861-21 熊本市桜木6丁目3-54 県畜産会館内 | 096-369-7745 |
| | 〒870 大分市大字古国府字上新田1220番地 県経済連日館 | 0975-46-0310 |
| | 〒880 宮崎市広島1丁目13-10 畜産会館内 | 0985-25-5008 |
| | 〒890 鹿児島市郡元3丁目3-32 県獣医師会館内 | 0992-58-6618 |



社団法人 **全国家畜畜産物衛生指導協会**
東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル内
TEL.03-5570-3561 FAX.03-5570-3564

